

一般社団法人 精神障害者地域生活支援とうきょう会議  
会費規程  
(2014年4月1日改定)

(目的)

第1条 当法人の運営と社員の活動を支える会費を適正に納付いただくため、当法人の定款第7条に基づき、この会費規程を定める。

(会費種別)

第2条 会費は、個人会費と団体会費の2種類とし、個人として社員資格を取得するものは個人会費を、団体あるいは法人として社員資格を取得するものは団体会費を納付するものとする。

(会費の対象)

第3条 当法人の定款第6条により社員資格を取得し、また継続して社員となっているものは、社員である年度の会費を納付しなければならない。

(会費の期間)

第4条 会費の期間は4月1日から翌年3月31日とし、年度途中で社員資格を取得し会費を納付する場合、あるいは年度途中で退会する場合においても、その時期にかかわらず、この会費規程に定められた会費を満額納付するものとする。

(個人会費の額)

第5条 個人会費の額は、1年度1口3,000円とする。

(団体会費の額)

第6条 団体会費の額は、法人を除き1団体につき1年度1口10,000円とし、支出の用途が特定されており、収入と支出が同額である基礎自治体独自の補助金（通所者交通費補助、家賃補助等）及び工賃会計（就労支援事業会計等）の収入を除く事業収入の規模により次の通り定める。

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| (1) 前年度収入実績が3,000万円未満            | 1年度1口以上 |
| (2) 前年度収入実績が3,000万円以上4,000万円未満   | 1年度2口以上 |
| (3) 以降1,000万円増加毎に(2)に1年度1口以上加える。 |         |

2 第1項の定めにより算定される納付すべき会費の額は、1団体につき5口を上限とすることができる。

3 法人が社員となる場合には、法人傘下にある全ての事業所毎に、第1項及び第2項の定めに基づき会費を算定し、その合計額を納付すべき会費の額とする。

(任意退社会員の未納付会費)

第7条 社員は、任意退社する際に納付していない会費がある場合には、遅滞なく未納付分の会費を納付しなければならない。

2 当法人は、社員が任意退社しても、退社した社員に対する未納付分の会費の請求権を有する。

3 任意退社以外の原因で、社員資格を喪失する場合の未納会費の取り扱いについては、理事会により決定される。

(会費の納付)

第 8 条 会員は、当法人からの請求により、本規程に定めのある会費を、請求書に記載される期日までに、当法人の定める金融機関の口座に納付しなければならない。

【附則】

当規程は、平成 24 年度通常会員総会の承認を受けた場合は、平成 24 年 4 月 1 日遡って発効する。

平成 26 年 4 月 1 日改定

当規定は、平成 26 年度定時社員総会の承認を受けた場合は、平成 26 年 4 月 1 日に遡って発効し、平成 26 年度分の会費から適用する。